

FITA における労使関係について (5) ——第Ⅱ回大会までの FIOM の動向——

河 野 穣

1901年6月に創立された FIOM の組織構造と基本路線については、論文「創立大会における FIOM⁽¹⁾」で考察したところである。そこでは、FIOM の組織が職業別結集体を基本としており、したがって基本的には熟練労働者の組織であってまだ大衆的な性格が稀薄であること、FIOMの創立大会が強固な全国的有機体を産み出したのではなく、各支部にはまだ自己の独立性を保持しようとする傾向がつよく、各支部に共通する単一規約を制定することにはげしい抵抗がみられたこと、中央委員会の指導性を強化する中央抵抗金庫の充実にもつよい抵抗がおこなわれたこと、また基本路線については、FIOM が改良主義の軌道を選択したことなどが指摘されている。

この小論、およびこれにつづくいくつかの稿は、創立後の FIOM の組織構造の推移と路線上の抗争をトレースするが、労使紛争における FIOM の役割については、すでに他のところで考察しているので⁽²⁾、ここではふれない。

[I]

FIOM 創立大会に参集した支部数が40を数えた⁽³⁾ことはすでに述べたが、1901～1902年の好況の影響もあってその後 FIOM の組織は拡大する。1903年に支部数は 172、組合員数は30,000人に達しようとする。組織率は20%と推定されている⁽⁴⁾。ただし1903年の造船産業を中心とする不況、失業者の増大により組織人員は急落する。FIOM の組織的危機は1904年と、1908～09年と 2 度におよぶのだが、それは後の稿でふれることにする。

FIAT における労使関係について (5)

第1表 FIOMの加盟支部数および加盟者数

	支 部 数		加 盟 労 働 者	勞 働 者	組 織 率
	1901年	1903年	人	人	%
ピエモンテ	14	30	3,952	15,875	24.80
リグリア	10	16	5,309	17,450	30.42
ロンバルディア	28	38	8,888	33,125	26.05
ヴェネト	5	9	1,006	17,980	5.59
エミリア	3	10	1,089	6,000	18.15
トスカーナ	10	19	2,303	10,298	22.36
マルケ	1	9	660	2,650	24.90
ウンブリア	1	11	1,250	11,000	11.36
ラツィオ	5	8	839	2,670	31.42
カンパニア	2	13	3,335	16,000	20.21
ブッリエ	1	2	175	4,600	3.80
シチリア		7	350	2,000	17.50
計	80	172	29,056	144,648	20.07

資料 *relazione di E. Verzi, a cura di M. Antonioli e B. Bezza, "La FIOM dalle origini al fascismo", p. 250.*

創立時点から1903年にかけての組織人員の拡大にもかかわらず、有機的な統一組織体として FIOM はなおきわめて脆弱であった。まず FIOM 中央委員会への上納費すらスムースに集まらない。FIOM 第Ⅱ回大会における E. ヴェルツィの「モラールおよび財政報告」は中央への上納の遅れをこう指摘している。

「リヴォルノの大会後、ローマで中央委員会が選ばれると、すぐにきわめてきびしい試練に直面した。各支部はほぼ 3 カ月のあいだ嘆かわしい惰性のままに放置されていた。多くの部分が FIOM 加盟費の上納をも怠った。中央委員会の構成員が、FIOM の正常な機能のために緊急かつ必要な支出に自分の財布をもって支払わねばならないことも稀ではなかった。⁽⁵⁾」

各支部はまた中央委員会と無関係に闘いをすすめ、困難な状況に直面すると中央委員会に助けを求めた。また中央委員会の指導と対立する闘いもすでに生じている。

FIAT における労使関係について (5)

1902年3月8日づけの Metallurgico は「イタリアの各支部への通達」で中央委員会と連絡もとらず、指導もうけない運動についてつぎのように注意をうながしている。

「多くの支部が中央委員会の承認なしに闘いをはじめていることを考慮し、FIOM 規約第8条の認める規定を各支部に想起させるとともに、前もって詳しい報告により闘いの動機を通知しなければ、精神的・物質的援助をうけられないことを伝える。⁽⁶⁾」

また、1903年5月1日づけの Metallurgico は、中央委員会が掌握していないストライキの頻発についてこう伝えている。

「ひとつ、またひとつと急速に、流行病のごとくつづくストライキは、補助金、損失賃金に500,000リラをはるかに越える額を費消させた。補助金だけではほぼ100,000リラが費消された。…………

われわれが絶対的におざりにしたくないのは、巨費を費消させ、中央委員会が承認していないストライキがつぎつぎにおこるという事実である。全部を集計したわけではないが、われわれは FIOM の170の支部中に61件のストライキが発生したことを把握している。この61件のストライキのうち8件だけがわれわれに承認されている。^(ママ)われわれの承認していない63のストライキは、われわれがなんの知らせもうけずに発生したか、われわれの反対だという忠告にもかかわらず実行された。⁽⁷⁾」

中央委員会と方針の相違がはやくも明確になった争議は1901～1902年におけるリヴォルノの Orlando 造船所のストライキである。オルランド造船所では1901年7月のストライキにつづいて同年11月に再度ストライキが生じている。このストライキは、他のところで明らかにしているように⁽⁸⁾、「鑄物工労働者委員会がそれぞれの企業主のところへおもむき、鑄物部門に属する労働者の苦情をもちこんだ」ことを原因として、企業主がレーガ評議会に属する労働者を解雇したことによって生じたものである。1902年1月ヴェルツィはリヴォルノにおもむいたが、ヴェルツィとレーガのあいだでは意見の一一致しない部分があった。ストライキ実

FIAT における労使関係について (5)

行者は、レーガ、FIOM の承認を要求したのだが、FIOM の中央委員会はこの要求はあまりにもすすんだものと考えたのである。1902年3月の Metallurgico は、リヴォルノの支部と中央委員会の方針の違いを明らかにするため、リヴォルノのストライキ実行者の代表も出席した1901年12月30日の議事録を「財政の問題をあつかう」部分をのぞいて公表している。

「チェックカレッリは、リヴォルノの金属の支部とカーメラ・デル・ラヴォーロは間違いをし、中央委員会の考え方を知らずに FIOM の承認を要望のなかに提案したこと、かかる承認は組織になんの利益ももたらさず、面倒な問題をのこすだけであることを明らかにし、それ故、出席している同志たちが、ストライキ実行者にこのような要望をとりやめさせるよう要望した。

ヴェルツィは、……FIOM の承認という問題は闘争を長びかせるうえ、FIOM がイタリアの金属労働者の大多数を加盟させているのではないかから、たとえ承認されたとしても、結論に達した協定が尊重される何の保証にもならないであろうし、承認された後でも、闘いなしに要求を前進させることにもならないであろうことを明らかにした。

ソルヴィは、リヴォルノの支部はただ解雇の問題についてストライキの承認を求めたこと、その他の要望は前もって中央委員の検討に委ねられていないことを明らかにした。⁽⁹⁾」

この争議は解雇者を漸次再入横させるという形で解決されたが、リヴォルノのレーガは同県カーメラ・デル・ラヴォーロの支援をえて、FIOM は「無知と未経験の故にリヴォルノの金属労働者の利益を裏切った⁽¹⁰⁾」と攻撃し、ヴェルツィを非難した。

リヴォルノにおける意見の相違に関連してヴェルツィは「リヴォルノにおける不幸の主たる原因是、カーメラ・デル・ラヴォーロが自己の権限の限界をはみだしたことである⁽¹¹⁾」とカーメラ・デル・ラヴォーロを非難している。FIOM とカーメラ・デル・ラヴォーロの対立についてはのちにふれる。

FIOM の中央委員会にとって、また中央委員会の強化を願うものにとって、

FIAT における労使関係について (5)

「FIOM は、ひとりひとりの加盟者だれもが FIOM にたいし実行すべき義務と調和しない⁽¹²⁾」たがいに衝突しあう基準、考えかたによりそれぞれ分割され、ばらばらになっているものであった。

M. Antonioli と B. Bezza の編集した “La FIOM dalle origini al fascismo 1901～1924” はこの時点での FIOM の指導力についてつぎのような厳しいみかたをしている。

レーガとの関係において FIOM は「行動になんのコントロールもおよぼさず、闘いに指導的役割もはたさず、事態は FIOM が存在しないかのよう、または FIOM が財政関係としてのみ存在しているかのようであった。⁽¹³⁾」

中央委員会の側もこうした状況については十分認識しており、1902年4月に開催された州委員会代表の集会でヴェルツィは、「多くの支部が中央委員会をつくることのない資金の泉と信じて誤った道にふみこんでいる」とし、「各支部が衝動的な闘いの術をつくりだすのを規律づけるのに、規約は不充分である⁽¹⁴⁾」と報告している。

そして Metallurgico はその後も規約が十分でないことをくりかえし主張する。「リヴォルノの大会で承認された FIOM の唯一、かつ、本質的な基礎である規約は、もはや目的に対応していない。そこにふくまれる規定は、関連する重要な重大な問題がわが FIOM に課している任務を達成するのに十分でない。そしてわれわれの規約の諸規定を単純に、かつ、安易に展開することでどうやら生きのびていけると論ずる者は誤まっている。⁽¹⁵⁾」

かくして創立大会で確定された規約を改正することは、FIOM の中央委員会にとって緊急の課題であった。

[II]

第Ⅱ回大会が創立から2年経過した1903年5月17～20日にミラノで開催されたのも、こうした FIOM の非有機性を克服しようとする意図のあらわれである。したがって大会は規約改正に多くの時間を費やした。前掲 “La FIOM dalle

FIAT における労使関係について (5)

“origini al fascismo 1901～1924”によれば大会は、「なお低い水準とはいえ FIOM が到達していた行動力を攻撃しようとする危機の前哨にもかかわらず、多くの発言と中央委員会は、偶発的とはいえない FIOM の存在そのものへの脅威よりも、規約の問題に没頭しているようだった⁽¹⁶⁾」のである。

それにもかかわらず、結論を先取りしてのべれば、第Ⅱ回大会は、創立時の規約に広範な手入れをくわえたものの、ごくわずかな点をのぞいて創立時に確定された組織構造にほとんどなんの変更ももたらさなかったといってよい。

指導部については若干の修正がなされたが、それはなお本質的な変更とはい難い。大会に提案された中央の指導組織についての改正原案はつぎのとおりである。

「FIOM は a) 書記局

b) 中央委員会

によって指導され、運営される。書記局は 3 名で構成され、うち 2 名は公募で、1 名は中央委員会内でえらばれる。

公募でえらばれる 2 名は可能なかぎり加盟金属労働者を優先させねばならない。

中央委員会は、書記局構成員にさらに 12 名をくわえたもので構成される。

中央委員会構成者は、それぞれの資質により 3 つの委員会にふりわけられる。

運 営
統 計
宣伝・組織

書記局構成員が各委員会を司会する。

全体的なことがらについては、中央委員会はすべて各セクション合同で決定する。⁽¹⁷⁾」

改正原案における改訂点は

1. 中央委員会の人数を 8 名から 15 名に拡大しようとする,
2. 中央委員会の核として 3 名からなる書記局をおく,
3. 公募有給書記を 2 名とし（創立大会の規約では有給書記 1），これに決議権をあたえようとする，

FIAT における労使関係について (5)

の諸点である。

この原案についてだされた意見はふたつある。ひとつはダラゴーナの「有給書記は諮問投票権のみもつべきだ⁽¹⁸⁾」という意見、もうひとつはアンチロッティの「2名の有給書記をもつのは財政上からもむりではないか⁽¹⁹⁾」という意見である。報告者ロッシはアンチロッティの意見をしりぞけたものの、ダラゴーナの意見をうけいれ「中央委員会は13名で構成される」、「有給者は諮問投票権のみをもつ⁽²⁰⁾」と修正し、これが承認された。このように書記局の指導性が否定された結果、中央の指導部の構造には変化が生じなかつたとみなしてよいだろう。

中央委員会のメンバーを事務所をおく地区の支部でえらぶという状況に変化はない。

「中央委員会のメンバーは、同委員会が事務所をおくところの各支部の集会により選出され、可能なかぎり FIOM に加盟するさまざまな職種を代表しなければならない。⁽²¹⁾」

この点について問題が提起されるのは1907年の第Ⅲ回大会においてである。

州委員会についての規定では、ここに振りあてる組合費の額を明記しようとしたことが新しい。州委員会の指導力を強化しようという意図がここにはみられる。

「州委員会は、自己の任務をはたすため、傘下支部組合員1人あたり3カ月10 チェンテージモの上納費をえる。⁽²²⁾」

この改正案をめぐっては、ゴベットが「10 チェンテージモでなく15 チェンテージモにすべし⁽²³⁾」と主張、ダラゴーナは「全員投票により各支部に問うのがよい⁽²⁴⁾」とした。報告者のロッシは、ゴベットの提案はうけいれられないし、ダラゴーナの提案をひきさげるよう要請、ダラゴーナは提案をとりさげた。ロッシは「特別の任務を割当てられたか、または、特別の条件にあるため、中央委員会から特別割当をえる場合をのぞいて⁽²⁵⁾」という条件をつくくわえ、提案が承認された。ただしこれによって州委員会が強化されたとはいえないようである。その点については続稿である。

FIOM に加盟できる者の範囲については、創立時の規約と同一のものが提案さ

FIAT における労使関係について (5)

れたが、とくに第 2 項の「賃金労働者を従属させていないことを条件として」加盟をみとめられる「独立労働者」に、さらに「事業税を払っていないこと、商業会議所に加盟していないこと⁽²⁶⁾」という条件を付加した。

また職制の加盟をみとめるか否かについては、班長 (capi squadri) と技術職制 (capi tecnici) とも加盟をみとめるべきでないという主張と、班長については加盟をみとめるべきだという主張がなされたが、結局、「工場職制・労働者職制は、FIOM に登録するか、FIOM に認められた事業 COOP に属するものをのぞいて、支部への加入を認められない⁽²⁷⁾」とされた。職制を加盟させるか否かの問題は今日に致るまで、なお論議の対象である。

「支部は職業グループごとに設立される」という原則、「それが可能でないところで混合支部が設立される⁽²⁸⁾」という例外規定に変更はない。つまり伝統的な職業ごとの結集体を組織の基礎単位とする構造に変化はないのである。基礎単位の性格が変更され、混合支部が基本とされるのはなお後のことである。

各支部が中央委員会に上納する金額は創立大会時におけるものと同額で、これをひきあげることができない。

「中央委員会は、自己の任務を遂行するため、各支部が上納する加盟組合員 1 名あたり月額 10 チェンテージモをえる。⁽²⁹⁾」

なお当時の金属労働者の賃金が時間あたり 30 チェンテージモ前後であったことはすでにのべたとうりである⁽³⁰⁾。

中央抵抗金庫のためには組合員 1 人あたり月額 5 チェンテージモの負担がきめられた。

「中央抵抗金庫は、FIOM 加盟組合員 1 名あたり月額 5 チェンテージモの各支部からの上納金をもって資金とする。⁽³¹⁾」

このように創立大会で確定された FIOM への加盟費は年間 1.20 リラ、第Ⅱ回大会ではこれに抵抗分担金をくわえて年間 1.80 リラになったわけであるが、M. Antonioli e B. Bezza の前掲書によれば、建設組合のばあいはこれが 2.40 リラ、のちには 1.80 リラから 3.00 リラの格差組合費となっており、またせんい組合のば

FIAT における労使関係について (5)

あいは1.80リラから2.40リラ⁽³²⁾であるから、FIOMの組合費は他との比較でお低かったとみてよいのだろう。額そのものが低かった上に、中央抵抗金庫の分担金は実際に納入されるということがなおつぎの問題としてのとっている。

特別組合費についての提案は創立大会での結論よりも簡潔なものとなっている。「中央委員会は、自己が決定した運動にそなえ、適當とおもう時期に、特別組合費を課す権限をもつ。特別組合費の額と期間は、中央委員会がこれを定める。⁽³³⁾」

この提案をめぐっては、「特別組合費の最高限をきめるべきである。さもない」と南部の支部は義務をうけられない⁽³⁴⁾」という意見が表明され、ロッシは「企業主に手の内をみられる⁽³⁵⁾」とこれに反対している。これは創立大会における論議と同一である。

なお、規約上では、中央への抵抗分担金についても臨時徴収がみとめられた。

「抵抗金庫が通常の上納金をもってしては、全般的な運動をささえられないとき、臨時上納を分担するよう、州委員会をとおして各支部の全員投票を求める。この納入は義務ではない。⁽³⁶⁾」

ただしこれらの規定をもって中央抵抗金庫の充実がはじまったわけではないことはいうまでもない。それは、後述するように、第Ⅱ回大会後のMetallurgicoの主張、1907年の第Ⅲ回大会での論議をみれば明白である。

議論だけは、中央抵抗金庫にとどまらず单一金庫の問題にまでおよんだ。フザッキアは、中央委員会がもっと積極的に单一金庫の案を大会に提出すべきであったと発言、ロッシは、中央抵抗金庫についても臆病にしか語れないのに、单一金庫について語るのは無益だと答えているが、最終的には「大会は、可及的速かに中央単一金庫の規定を定める草案（各支部のあいだで全員投票にかけられる）を提出することを、中央委員会に付託する⁽³⁷⁾」というギラルディ、ロッソらの決議を承認している。研究、草案作成を中央委員会に付託するというのは、大会で確認する意志のないことが多いのである。

单一支部規約については、「すべての支部は、FIOMに加盟するとともに、加盟組合員に单一支部規約を遵守させる義務をもつ。⁽³⁸⁾」「支部の運営は中央委員

FIAT における労使関係について (5)

会の運営に完全にあわせねばならない。この目的のために、中央委員会はそれぞれの支部に適切な書式集を送付し、各支部は自己の運営制度にとりいれなければならない。⁽³⁹⁾」などとの提案が用意されたが、各支部単一規約への抵抗はいぜんとしてきわめて強かった。もちろん単一規約を擁護する意見もでないわけではないが、「単一規約を必要と考えるが、大会で議論するのは不適当」という意見とならんで、つよく単一規約を否定する意見も多い。ガルドは「ナポリ支部の代表は、議論がはじまつたら棄権する⁽⁴⁰⁾」と主張、パランドリは「サンピエールダレーナでは単一支部規約を適用するのは不可能⁽⁴¹⁾」と発言、ゲッティも「鋳物工は単一規約をうけいれない⁽⁴²⁾」とのべている。

このような状況下では、結局のところ、中央委員会が研究を継続するようにという形で見解をまとめる以外にとるべき方法はない。フザッキアラが提出して、承認された決議はまさにそのようなものである。

「金属労働者の第Ⅱ回大会は、単一規約についての報告をきき、単一規約が必要であることを確信して、その草案の研究を中央委員会に委ね、単一規約は上述の草案にしたがうべきだと考え、失業金庫を単一規約から分割する必要を確認する一方、失業金庫の設立は支部の自由にまかせ、

単一規約の研究を中央委員会に付託し、中央委員会は報告者カッターネオが提出した草案を検討、単一金庫についての新しい草案が実践上から提唱しているすべての修正をとりいれて、全員投票による承認に委ね、拒否された場合は中央委員会が将来の大会の議事にかける、ことを決定する。⁽⁴³⁾」

大会はまた、各支部の単一運営システム、上納金を納める方式についても、中央委員会の研究に付託する、という形で解決をさきにのばしたのである。

「

決議

大会は、各支部の単一運営システム、支部が FIOM への上納金を徴収する単一運営システムを研究することを中央委員会に付託する。⁽⁴⁴⁾」。

FIOM の目的については創立時の規約における a 項から l 項が再提案されたが、ミラノの各支部がこれを整理しなおしたものを探索、後者が承認された。ただし

FIAT における労使関係について (5)

両者間に考え方の上での差はないようにおもわれる。

[III]

賃金と労働時間に関する方針については、創立大会のばあいと同じくそれぞれの問題の報告が手元になく、報告をめぐる若干の論議等から方針の一部分を抱えることができるだけである。

創立大会においては「出来高労働の廃止」と「男女同一賃金⁽⁴⁵⁾」についての論議と確認がおこなわれたことをのべたが、第Ⅱ回大会でも同じく「出来高労働の廃止」が規約でうたわれている。ただしダラゴーナのような大物が「出来高労働の廃止は困難である⁽⁴⁶⁾」と発言しているのが注目される。

労働時間については創立大会で夜間労働をめぐって論議がおこなわれたことをのべたが、第Ⅱ回大会では、労働時間の短縮を要求するにさいし、8時間労働の獲得を基本的な目標にすえるか、それとも当時の労働時間の実態から⁽⁴⁷⁾ 9時間労働を基本目標におくかという論議がおこなわれた。FIOMの中央委員会を支えているロッシの提出した決議案が「9時間労働の獲得が、きわめて重要な経済的プログラムの実行への第1歩である⁽⁴⁸⁾」としているのにたいして、マリアーニ、フザッキアの決議は「8時間労働の原則を確認する⁽⁴⁹⁾」としている。フザッキアは共和党系ともアナキスト系ともいわれ⁽⁵⁰⁾、ヴェルツィらとの見解、立場の相違がさらに明確な形をとることは、この小稿でも後述するし、また本稿につづく別稿でも言及する。

フザッキアの原則主義的立場とヴェルツィらの柔軟な立場のうち、大会はまずヴェルツィとロッシの決議を満場一致で承認している。FIOMの多数のとっている路線が創立大会時に設定した漸進主義的なものであることがわかる。ただし大会はひきつづいてマリアーニ——フザッキアの決議も承認しているのであって、路線をめぐる対立がこの時点ではまだ明確化していないことをも示している。

FIOM 創立大会時点における労働立法の進展と、労働立法にたいする FIOM の評価については、「創立大会における FIOM」でも考察をしたところである。

FIAT における労使関係について (5)

第Ⅱ回大会における論議と結論も創立大会におけるそれと変るものではないが、ただし、労働立法をめぐる見解の対立は、とくにダラゴーナの「失業についての報告」に関する諸決議のなかにいっそう鮮明にあらわれているということができる。この鮮明な対立をトレースする前に、諸労働立法についての FIOM 中央委員会の評価をみておこう。

1893年に議会で確認された調停委員会法については、以下のように積極的な評価をあたえる。「わが階級は、ストライキという、われわれにのこされたさいごの武器を手にする前に、企業主にとっても、またわれわれにとってはそれ以上にコストの大きい紛争を除去するいっさいの手段をみつけだすことが必要である。調停委員会はこれらのひとつの手段である。…………もし調停委員会の活動がわれわれの多くの支部で十分かつ完全に展開されるなら、形式的な問題で、またはつまらぬことで発生する多すぎるストライキの数を嘆かないであります。⁽⁵¹⁾」このような積極的な評価のうえにたって、つぎのような方向を提唱している。

- ① 結社の陰謀という罪で有罪判決をうけた人々に選挙権、被選挙権が認められないという条項を削除する。
- ② 調停委員の選出に必要な労働者数が 250 人と定められているが、この数をもっと小さいものにする。
- ③ 企業主が代表を選ぼうとしないところがあるが、企業主代表がいないところでは商・工業会議所に選出を委ねる。
- ④ 所有階級が自己的の代表を選出するために投票所におもむかないとときは、2 回めの召集がおこなわれ、2 回めの召集も不毛であるときは、選ばれた一部の調停委員が機能すること。
- ⑤ 各支部のあいだで調停委員会法を周知させ可能なところではこれを設立する⁽⁵²⁾。

これに対して承認されたばかりの労働事務所については否定的な評価をしている。中央労働事務所については、それがまだ設立されていないから改善を言うの

FIAT における労使関係について (5)

は早すぎるとしているが、コムーネのレベルの労働事務所については、「ブルジョアジーがカーメラ・デル・ラヴォーロを打倒する必要をみとめたところでうまれ」ており、「FIOM は、いかなる目的であれ、いかなる手段であれ、また直接・間接を問わず、各支部が利用することを絶対的に禁止する⁽⁵³⁾」としているのである。

当時、国会に提出されていた労働協約法案については、「協約の安定性への権利を確認しようとする」プロレタリア大衆の推力と、「ストライキの頻発化と抵抗レーガの威嚇の拡大を不満⁽⁵⁴⁾」とする資本家の推力が同法案を提出させたのだとみる。法案の提出に先だって議会にあった労働者組織に法人格をあたえようとする構想については、「いっそう容易に階級組織を窒息させるもの⁽⁵⁵⁾」として否定的に評価するのだが、資本家とプロレタリアートのあいだの経済的紛争を規制する労働協約法案については、「階級組織を弱めようとする」一面をみとめながら、「労働者に法律安定性をあたえる」もので「プロレタリア階級は議論の余地のない利益をひきだすことができる⁽⁵⁶⁾」という評価をあたえている。具体的な利益として指摘しているのは、労働協約法によって労働者が企業主の恣意に屈従しないでよいこと、つまり賃金がとつぜん引きさげられたり、労働時間が恣意的に延長されたり、勝手な解雇を恐れなくてよいこと、また従来は絶対的に否定されていた政治的自由をえ、調停委員や市会議員になる自由が確保されることなどである。

労働災害補償については、全国労働災害金庫が創設されたのが1883年のことである。この法律以前には労働者が労災補償をえるには使用者の責めを労働者が立証することが必要だったのだが、この法律により立証責任をとりさった。ただしこの時点では金庫への加入はなお個々の労働者の任意によるものである。イタリアにおける最初の強制保険としての労災保険が導入されたのは1898年、FIOM の第Ⅱ回大会がひらかれた1903年に適用範囲が拡大された⁽⁵⁷⁾。

労働災害法については、「労働時間を制限し、ある種の労働の年齢を制限し、要するに災害をおこす可能性のある原因をとりのぞくことを目的とした法律が必要である⁽⁵⁸⁾」とする一方、「法律が規模5人以上の事業所にのみ適用」されてい

FIAT における労使関係について (5)

ること、「刑法にふれるばあいにのみ企業主の責任」が問われるなどの問題点を指摘し、さらに「労働災害に関する紛争を判定するための特別裁判所を設置すべき⁽⁵⁹⁾」であるという提言をおこなっている。

労働衛生について、「文明国家は衛生規定をもつ」ものだとし、フランス、オーストリア、ハンガリー、オランダ、ドイツなどと比較して「イタリアだけにはなにもない⁽⁶⁰⁾」とその充実を強調する。

イタリアにおける廃疾・老齢保障の出発は1861年の全額本人負担による船員廃疾基金の設置であるが、1898年には廃疾・老齢保障全国金庫の設立がきめられて任意保険制度が導入された。1901年、06年、07年と政府は同任意保険にたいする奨励・援助を拡大するのだが、1903年時点で FIOM 中央委員会は、「イタリア国家の拠出金があまりにも小さい⁽⁶¹⁾」と批判、これの拡大を求めている。

労働諸立法にたいする FIOM 中央委員会の評価は以上のとうりであるが、労働事務所にたいする否定的な評価をのぞいて、労働立法にたいする積極的な評価が特徴としてみられる。それは創立大会においてとった立場の延長である。もちろん労働立法にさしたる重きをおかない見解も存在していたことは他のところでみたとうりであるが、第Ⅱ回大会では、とくにダラゴーナの「失業についての報告」をめぐる論議と諸決議に、この対立がさらに鮮明な形で表明されているのである。対立は決議をならべてみるだけで明瞭にみてとれる。

ダラゴーナの決議は、国、県等の労働政策を積極的に評価する。

「大会は、失業が現行の経済制度の結果にほかならないことを確信し、失業の不幸な結果を可能なかぎり軽減することを必要と考え、……国、県、コムーネは、慈善活動への巨額の負担が軽くなるので、失業の産みだす悲惨を減少させることに利益をみいだすと考え、プロレタリア階級の悲惨な条件を救済することが、国、県、コムーネの義務と考え、……わが国の悲惨な経済的状況の主たる原因となっている非生産的支出を削減するために、イタリアで開始する行動を積極的に評価し、少なくとも下院議員 2 名をふくむ 5 名のメンバーから成り、企業主・労働者・公機関の掛金による義務保険を基本とする失業法案を研究する委員会の指名を

FIAT における労使関係について (5)

中央委員に付託する。⁽⁶²⁾」

ダラゴーナの決議にたいして、ビオンディーニは、「報告者が示唆した結論の一部に同意しない⁽⁶³⁾」と発言、フザッキアも報告に反対して「労働者の意志の自由な表明を妨げる第1の、かつ最大の障害を除去するまでは、労働立法に何の信頼もおかないと⁽⁶⁴⁾」と宣言して以下の決議を提出した。

「大会は、失業が現行の不公正な、非人間的な社会的無秩序の結果以外のものではないことを確信し、失業者を苦しめる裂傷をとりのぞくうえで、国、県、コムーネは、勤労者の利益になる何事もしなかったこと、現行の社会制度のもとでは何事もなしえないであろうと考え、少数の特権者ではなく、全ての人の利益において自由な人民の政府に、現行社会を全面的に進展 (trasformazione) させることによって、現行の不幸の直接の原因を除去しようとする宣伝をつよめることを決定し、FIOMの各支部が適當だと考えるなら、自己の加盟者の組合費によって失業金庫を設立することを各支部の自由に委ねる。⁽⁶⁵⁾」

この決議では、現行社会の変革が強調されて、それ以前の国、県、コムーネの寄与が否定されていることは明瞭である。失業保険が必要であるなら各支部で設立せよというのである。

フェリーチョリもダラゴーナの結論に同意せず決議を提出した。フェリーチョリの決議は「社会立法は勤労階級に本質的な利点をもたらしえないこと、支階階級の独占する公権力の獲得によって利益を期待することは空しいであろうと考え、しかしながら、この過渡と準備の時期に、エネルギーな行動から勤労階級に不可欠であり、かつ緊要であることが明らかな経済的改善を、経済的抵抗行動をもって、政府とブルジョアジーからねじりとることができ、またねじりとらなければならぬことを確認し、組織の宣伝をつよめ、今日、勤労階級を改善し、明日には完全に解放するための効果的・かつ恒常的な行動を促進することを再確認し、決定する。⁽⁶⁶⁾」

フェリーチョリも共和党系といわれており、彼の決議とフザッキアの決議の相違はこの文だけからは必ずしも明確ではないが、3つの決議は票決にかけられ、

FIAT における労使関係について (5)

ダラゴーナの決議がほぼ満場一致で承認されている。FIOM の路線がどこにあるかはここでも明確である。

[IV]

以上第Ⅱ回大会における FIOM の組織構造をめぐる論議、賃金、労働時間政策、労働立法にかんする方針などを考察してきたが、さいごにその他のいくつかの点に言及しておこう。第1は、職業別、産業別組合とカーメラ・デル・ラヴォーロの関係である。

ヴェルツィの「モラールおよび財政報告」がリヴォルノの支部と FIOM 中央の対立に関連して、リヴォルノのカーメラ・デル・ラヴォーロを「自己の権限をはみだした」と非難したことはすでに述べたが、第Ⅱ回大会は FIOM とカーメラ・デル・ラヴォーロのあいだの関係、もっと一般的に職業別全国組合とカーメラ・デル・ラヴォーロのあいだの関係についての論議に多くの時間をさいた。ヴェルツィの報告は、リヴォルノのケースにとどまらず、一般的な問題としてカーメラ・デル・ラヴォーロとの関係に言及する。

「FIOM の発展を妨げた上の事実にくわえて、全体として 14,000 人の金属労働者を組織している少なからぬカーメラ・デル・ラヴォーロのうみだした害をあげなければならない。⁽⁶⁷⁾」

カヴィッリアが説明したジエノヴァの状況は、このヴェルツィの一般的な説明の具体的な内容である。カヴィッリアによると、ジエノヴァでは、ブリキ工、真鍮工が正当な動機もないのにレーガからはなれ、電気工場の労働者もレーガに加盟しようとしない。船舶用ボイラー COOP はカーメラ・デル・ラヴォーロに加盟しているが、その労働者はレーガにくわわったことがない⁽⁶⁸⁾、という。

ヴェルツィは、職業別組合にたいする「カーメラ・デル・ラヴォーロの敵対行動をやめさせ、行動を規律づけようとする」決議を提出、FIOM とカーメラ・デル・ラヴォーロのあいだの対立を緩和しようとする立場にたっているカブリーニ議員の「カーメラ・デル・ラヴォーロが現在展開している諸機能を考慮して」と

FIAT における労使関係について (5)

いう条件を付加したヴェルツィとロッシの決議は以下のとおりである。

「イタリアの金属労働者の第Ⅱ回大会は、中央抵抗書記局にくわわることを確認し、この新しい機構が創立されることよりカーメラ・デル・ラヴォーロが変形することをインプリシットなものと確認し、今日カーメラ・デル・ラヴォーロが同カーメラ・デル・ラヴォーロ大会の準備および着手として展開している機能を考慮し、中央書記局がこの必要性を理解し、そのように導びくことを求める。⁽⁶⁹⁾」

ゲッツィらの決議はカーメラ・デル・ラヴォーロにたいしてさらに強硬である。

「イタリアの金属労働者の第Ⅱ回大会は、職業別全国組合のみが指導すべき運動にいくつかのカーメラ・デル・ラヴォーロが関与しているために、職業別全国組合とレーガのあいだにさまざまな不都合が生じていることを確認し、職業別全国組合の要請によるのでなければ、同組合に加盟するレーガの開始した運動に関与することができないことを決議する。⁽⁷⁰⁾」

ゲッツィの決議も多数により承認された。

カヴィイッリア、ペナート、ブルガリーニの決議は各カーメラ・デル・ラヴォーロの影響下にある組織を職業別組合に加盟させることを求める。

「イタリアの各カーメラ・デル・ラヴォーロは、各グループ、各個人を、それぞれの職業別組合に加盟させることに、真剣にとりくむよう決議する。⁽⁷¹⁾」

ゲッツィらの決議につづいてカヴィイッリアらのこの決議も大多数の賛成をえて承認された。

カブリーニ議員は、大会の論議をきいていて、「加盟支部を職業別組合に加盟させることを各カーメラ・デル・ラヴォーロの義務とするような規約の修正を全員投票にかける、と表明すべきであると感じた⁽⁷²⁾」と発言、大会はカブリーニの発言を内容とする決議もおこなっている。

もっとも FIOM も稳健な組織らしく、もっぱらカーメラ・デル・ラヴォーロに要求するだけでなく、自らも関係緊密化につとめようとする。後に CGL、したがってまたイタリアの労働組合をになうダラゴーナは、FIOM が一方的にカーメラ・デル・ラヴォーロに注文をつけるだけにとどめず、FIOM の各支部をカーメラ・デル・ラヴォーロに加盟させる決議を採択する。

FIAT における労使関係について (5)

メラ・デル・ラヴォーロに加盟させることも必要であると主張する。ダラゴーナの決議は、こう言っている。

「大会は、FIOMに加盟する各支部がそれぞれのカーメラ・デル・ラヴォーロに属することを義務であると再確認するが、特別の理由をもつ支部にこの義務を免除する権限を FIOM 中央委員会に与え、同中央委員会は抵抗書記局と合同で問題を検討する。」⁽⁷³⁾」

ダラゴーナの決議は承認され、つぎのように規約のなかに明記された。

「各支部は特別な条件の故に、中央委員会が全国抵抗書記局と合議のうえで免除する場合をのぞいて、義務としてカーメラ・デル・ラヴォーロにくわわらねばならない。」⁽⁷⁴⁾」

FIOM とカーメラ・デル・ラヴォーロの緊張。対立はその後もなおつづくが、その一端については、「20世紀初頭の金属機械産業における労使関係の展開」⁽⁷⁵⁾で言及している。

このように FIOM または職業別・産業別組合と緊張関係にあるカーメラ・デル・ラヴォーロの誕生とそのごの若干の経過については河野穂「イタリアの危機と労資関係」⁽⁷⁶⁾でとりあつかっているのでここではくり返さないが、これらのカーメラ・デル・ラヴォーロのいくつかは1893年カーメラ・デル・ラヴォーロ全国同盟 (Federazione Italiana delle Camere del Lavoro) を結成していらい全国大会をかさねている。カーメラ・デル・ラヴォーロと職業別・産業別組合との関係はもとよりいまのべたような緊張関係だけがすべてでないことはいうまでもない。前掲「20世紀初頭の金属機械産業における労使関係の展開」にも、FIOM とカーメラ・デル・ラヴォーロの協力関係がいくつか示されている。そして中央レベルではカブリーニ議員のイニシアティヴで1902年11月、職業別・産業別組合とカーメラ・デル・ラヴォーロとのあいだの活動等を調整する中央抵抗書記局 (Segretariato Centrale di Resistenza) が設立され、1903年11月にも第Ⅱ回集会が開催されている。

1903年5月の FIOM 第Ⅱ回大会においても、シュトゥットガルトの国際大会

FIAT における労使関係について (5)

に関するカルビーニの報告に関連して、中央抵抗書記局への加盟が論議されている。ゲッティは中央抵抗書記局に加盟することが必要だとし、その越旨の決議を提出した。これにたいしフェリーチョリは同書記局への加盟を有効とも必要とも思わないと反論したが、大会の多数は加盟を承認する立場で、ゲッティ、コスタ、ヴァッレナーリの以下の決議が2名をのぞく全員の賛成をえた。

「イタリア金属労働者の第Ⅱ回大会は、シュトゥットガルトの国際会議に関するカルビーニ議員の報告を承認する一方、全国抵抗書記局への加盟の遵守をFIOM中央委員会の義務とする。」⁽⁷⁷⁾

全国抵抗書記局はのちの1906年に CGL (Confederazione Generale del Lavoro =労働総同盟) へと発展するが、この発展の過程で FIOM がどのような役割をはたすかは続稿でとりあつかう。

FIOM 内の路線をめぐる論争については、創立大会でのオペライズモの立場からの発言、創立大会および第Ⅱ回大会での賃金、労働時間をめぐる若干の論争、とくに労働立法をめぐる立場の鮮明な相違を考察したが、第Ⅱ回大会では FIOM の主導権が社会党系に掌握されることにも明確な批判がおこなわれた。フェリーチョリは「Metallurgico がとっている方向は社会主義的である。そしてこの動機の故に、党の利益で特定の闘争手段がとられている。ストライキは政治的であれ、経済的であれ、なんらかの意味で有効なのだから、編集者は、その政治的見解の故に、部分的なストライキに反対し、ゼネストに努力しすぎるべきでない」⁽⁷⁸⁾ と批判を提示し、ビオンディーニはこれにたいして社会主義的意識の重要性を強調している。「政治意識の形成は経済組織にとって緊急の必要事である。政治的信念だけが、組織された者に自己の使命を理解しえ、闘かうことができる自覚と力をあたえる。労働者は現在の社会のメカニズムを理解し、欠陥と誤りを認識する必要があるのだから、職業別新聞に社会主義理論の発表を抑え、政治を避けることは有害であろう。プロレタリアの政治は厳格な社会主義的行動に合致する。これまでとってきた社会主義の基準で新聞をつづけること、それは階級にいっそう有効であろう。」⁽⁷⁹⁾

FIAT における労使関係について (5)

だが社会党と革命的サンディカリスとの対立はまだ表面化していない。
(この小稿執筆にあたり法政大学諏訪康雄氏より資料の教示をいただいたことに感謝する)

注

- (1) 河野穰『創立大会における FIOM』「印牧慶秀古稀記念論文集」所集、同論文は「FIAT における労使関係について(4)」として位置づけている。
- (2) ①河野穰「FIAT における労使関係(2)」中央学院大学論叢第16巻第1号、1981年7月
②河野穰「FIAT における労使関係(3)」中央学院大学論叢第16巻第2号、1981年12月
③河野穰「20世紀初頭の金属機械産業における労使関係の展開」、日伊文化研究第20号、1982年3月31日
- (3) 河野穰 前掲論文(1)
- (4) “*relazione di Ernest Verzi*”, a cura di M. Antonioli e B. Bezza, “*La FIOM dalle origini al fascismo*”. De Donato, 1978, p. 250 所収
- (5) “*relazione morale e finanziaria del comitato centrale*” 前掲書(4), p. 195.
- (6) *Il Metallurgico*, 1902. 3. 8.
- (7) *Il Metallurgico*, 1903. 5. 1.
- (8) 河野穰 前掲論文(2)―(3). p. 23.
- (9) *Il Metallurgico*, 1902. 3. 8.
- (10) 前掲書(4) p. 196 脚注
- (11) “*relazione morale e finanziaria del Comitato Centrale*”, 前掲書(4) p. 197.
- (12) *Il Metallurgico*, 1902. 8. 1.
- (13) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲書(4), p. 191.
- (14) *Il Metallurgico*, 1902. 6. 1.
- (15) *Il Metallurgico*, 1902. 8. 1.
- (16) a cura di M. Antonioli e B. Bezza 前掲書(4), p. 191.
- (17) Ibid., p. 221.
- (18) Ibid., p. 221.
- (19) Ibid., p. 221.
- (20) Ibid., p. 222.
- (21) Ibid., p. 223.
- (22) Ibid., p. 219.

FIAT における労使関係について (5)

- (23) Ibid., p. 219.
- (24) Ibid., p. 219.
- (25) Ibid., p. 220.
- (26) Ibid., p. 216.
- (27) Ibid., p. 216. 事業 coop については、春闌共闘委、「ヨーロッパの住宅政策」
1977年、イタリアの章参照。
- (28) 河野穰 前掲論文 (1).
- (29) a cura di M. Antonioli e B. Bezza 前掲書、(4), p. 223.
- (30) 河野穰 前掲論文 (1)、または前掲論文(2)―(3)。
- (31) Ibid., p. 225.
- (32) Ibid., p. 26.
- (33) Ibid., p. 223.
- (34) Ibid., p. 224.
- (35) Ibid., p. 224.
- (36) Ibid., p. 225.
- (37) Ibid., p. 225.
- (38) Ibid., p. 218.
- (39) Ibid., p. 219.
- (40) Ibid., p. 230.
- (41) Ibid., p. 230.
- (42) Ibid., p. 230.
- (43) Ibid., pp. 232～233.
- (44) Ibid., p. 224.
- (45) 河野穰 前掲論文 (1).
- (46) a cura di M. Antonioli e B. Bezza 前掲書 (4), p. 214.
- (47) 河野穰 前掲論文(2)―①および(2)―③は1902年から1907年にかけての労使交渉と

地 域	工場または職業	合意された労働時間	資料としている Il Metallurgico
ミ ラ ノ	鉄 工	10 時間	1902年 9月
ク 一 ネ オ	ブ リ キ 工	10 ^{1/2}	1902. 9
ク レ モ ナ	Baltieri	10	1904. 11
ト リ ノ	Junior	10	1906. 2
ト リ ノ	铸 物 工	10	1906. 10
ト リ ノ	Itala	10	1907. 1
ア ス テ イ	鉄 工	10	1907. 5

FIAT における労使関係について (5)

その結果を検討しているが、そこから労働時間に関するいくつかの合意を取りあげてみると表のとおりである。

- (48) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲書(4), p. 215.
- (49) Ibid., p. 213.
- (50) a cura di M. Antonioli e B. Bezza の前掲書(4) p. 158 はフザッキアを共和党系とし、V. Gianangeli の “Storia degli operai metallurgici” p. 75 はアナキスト系としている。
- (51) Comitato Centrale della FIOM, “La legislazione del lavoro in Italia”, a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲書(4), pp. 259～260.
- (52) Ibid., pp. 257, 258, 260.
- (53) Ibid., p. 261.
- (54) Ibid., p. 265.
- (55) Ibid., p. 265.
- (56) Ibid., p. 265, この労働協約法案については諏訪康雄、「労働協約をめぐる初期構想」社会労働研究 第28巻第1・2号が詳細な検討をおこなっている。
- (57) この点については河野穂 前掲論文(1)とともに、戸塚秀夫・徳永重良編「現代労働問題」第5章「イタリア資本主義と労資関係」を参照。さらに詳しくは Consiglio Nazionale dell' Economia e del Lavoro, “Osservazioni e Proposte sulla Riforma della Previdenza Sociale” の “Appendice A, Sintesi storica della previdenza sociale in Italia e dei suoi progetti di riforma” 1963. をみよ。
- (58) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲書(4), p. 268.
- (59) Ibid., pp. 268～272.
- (60) Ibid., p. 272.
- (61) Ibid., p. 273.
- (62) Ibid., p. 240.
- (63) Ibid., p. 241.
- (64) Ibid., p. 241.
- (65) Ibid., p. 241.
- (66) Ibid., p. 241.
- (67) Verzi 前掲 relazione (4), p. 198.
- (68) a cura di M. Antonioli e B. Bezza 前掲書(4), pp. 206～207.
- (69) Ibid., p. 206.
- (70) Ibid., p. 206.
- (71) Ibid., p. 208.

FIAT における労使関係について (5)

- (72) Ibid., p. 208.
- (73) Ibid., p. 209.
- (74) Ibid., p. 219.
- (75) 河野穰, 前掲論文 (2)—③ pp. 45～47.
- (76) 河野穰「イタリアの危機と労資関係」, 新評論, 1976, pp. 49～54.
- (77) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲書 (4), p. 205.
- (78) Ibid., p. 200.
- (79) Ibid., pp. 200～201.